改正後	改正前
様式第46（第82条関係） ［略］ 1～4　［略］ （備考）1・2　［略］ 3　保安検査の検査年月日は、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。 4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**様式第46**（第82条関係） ［略］ 1～4　［略］ （備考）1・2　［略］ 3　保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。 4　［略］

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第九条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定保安検査機関に係る指定の区分） **第二十四条**　法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一　［略］ 二　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 三　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	（指定保安検査機関に係る指定の区分） **第二十四条**　法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一　［略］ 二　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 三　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
四　コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 五　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	四　コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 五　［略］ 2　［略］

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第十条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（点検） **第六十三条**　昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。ただし、経済産業大臣（昇圧供給装置の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、当該昇圧供給装置の設置の場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りでない。	（点検） **第六十三条**　昇圧供給装置は、設置の日以後十四月に一回以上適切な点検を行い、装置の異常が認められなかったものでなければ使用してはならない。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第十一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。